

平成17年2月定例会会議録

1 日時

平成17年2月17日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子
委員長職務代理者 砂田 清子
委員 高木 恒雄
委員 村瀬 光一
教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 安達 美代子
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 松本 文化
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
財務課長 近藤 恒
施設課長 木村 和弘
学務課長 小湊 裕一
指導課長 杉川 正
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
青少年課長 福地 幹夫
飛ノ台史跡公園博物館長 山田 清
一宮少年自然の家所長 秋葉 建一

5 議案等

請願第2号 学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について

議案第3号 船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第4号 船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第6号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 平成17年度教育費に係る予算案について

議案第8号 船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について

議案第9号 船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例について

議案第10号 船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例について

議案第11号 船橋市武道センター条例の一部を改正する条例について

報告事項 1 集団かぜの状況について

2 「清川記念館収蔵作品展」の開催について

3 「千人の音楽祭2005」の実施報告について

6 議事の内容

開 会 宣 告 午後2時

【委 員 長】

ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

初めに、議事録の承認につきましてお諮りします。

1月20日に開催いたしました教育委員会会議1月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

今回の教育委員会会議2月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、4名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委 員 長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは議事に入りますが、議案第7号「平成17年度教育費に係る予算案について」、議案第8号「船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例について」、議案10号「船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例について」及び議案第11号「船橋市武道センター条例の一部を改正する条例について」は、市長に対する意見の申し出に関する事項ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該議案を同会議規則第9条により報告事項（5）の後に繰り下げたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号は非公開とし、当該議案等を報告事項（5）の後に審議いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、請願第2号「学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について」審議します。

この件につきまして、審議参考のため指導課、説明願います。

【指 導 課 長】

ご説明いたします。

教科書の採択に当たっては、教育委員会といたしまして、千葉県教育委員会の指導、助言、援助のもと、教育委員会がその権限と責任により適正かつ公正に採択しております。

その際、学習指導要領の目標及び内容等を遵守するのは当然のことと考えておりますが、目標は特定の目標のみならず、すべての目標が大切であり、調査研究にも内容以外の組織、配列、表現、造本という観点も十分に考慮し、船橋市の子どもたちにとって最適な教科書を採択するよう努めてまいります。

以上です。

【委員 長】

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

【委員】

請願書を見せていただきまして、ごもっともなところも多々ありますけれども、先ほど報告があったように、内容に最も重点を置いてということももちろん必要なことと思いますが、子どもたちにとっては組織、配列、表現、造本、こういうことも非常に大切なことではないかと感じております。

以上です。

【委員 長】

ほかにご意見ございますでしょうか。

【委員】

この請願は、前回の会議で出された教科用図書の採択地区に関する請願と内容的には同一だと思います。1月の会議で出されたときに、我々は教科書の採択に関してかなり議論したわけです。そして、今の方法でいいということで1月の請願を不採択としたわけです。今回もこれと同じようなことで、教科書の選定方法としては、現時点では今行っている方法が一番いいだろうと思いますので、この請願は不採択ということを申し上げます。

以上です。

【委員】

今の委員のご意見は私とも重なるのですけれども、もう一つ加えて、教科書の選定には、もちろん前もって国の検定で、どの教科書を選んでもいいという教科書が我々のところに提示をされます。その教科書を研究調査員が調査をして、調査結果を出されて、その調査結果をもとにさらに議論をしてという幾重もの議論の中から最終的にこれをというのが出てきたものを私たちがそれにしましょうというふうに議決するわけですが、そのやり方は、繰り返しになりますが、現時点で最も適切な方法であろうかというふうに私も思っております。

さらに、研究調査員の方々が調査に入って、その調査結果というのは大きな力を持つわけですが、そのためにも、調査にかかわる方々がバランスのとれた静かな環境の中で十分に調査を行うことができる環境というのも、とても大切なものであろうかというふうに私は思っております。その環境づくりも我々の責任の中にあろうかと思っております。

そしてもう一つ、高い志のもとに、教育の意義も含め、子どもたちにどういう教育をしていくべきかということを書かれておりますが、私は異議を申し上げるものではありません。

んが、加えて私は、子どもたちにとって教育というものは、その子どもたちの幸せにつながるものでなければならないというふうに思っているのです。どうしたら幸せにつながるかというふうに聞かれましたら私は、一人一人の子どもが自分の力で日常の中から喜びを見つけて、その小さな喜びを心の中に積み上げて幸せを獲得する力が生まれるというふうに思っております。ですから、ここに書かれていることに加えて私は、教育というものはそういうものでなくてはいけない。

したがって、今、家庭と地域と学校というふうに言われていますけれども、本当に子どもの教育に関しては学校だけではない。まして教科書だけではない。家庭というものを出発点として、それを取り巻く地域とそして学校とがそれぞれ力を出し合って、連携し合ってこそできあがるものだとすることを申し上げたいと思います。

したがって、そういう考えのもとで、この請願は不採択というのが私の意見です。

【委員】

もう一つよろしいですか。

この請願の2番にあります、「下部組織に絞り込みの答申・報告等を行わせないこと」というふうに書かれております。もちろん、こういう絞り込みの答申、報告はないと私も確認しております。

14年度の研究調査報告書を見せていただいたのですが、どの書籍の報告を見てもほとんど大差なく、同じようなことが書かれているわけですね。組織、配列にしても、表現にしても、造本にしても、ほとんど同じような内容が書かれているということは、絞り込みの答申はしていないと感じております。

【委員長】

それでは、これより挙手により採決いたします。

なお、挙手しない方は不採択とみなしますので、ご了承願います。

請願第2号「学習指導要領の目標に最も適う中学校の歴史・公民教科書の採択を求める請願について」採択することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

【委員長】

挙手なしにより、請願第2号については不採択することに決しました。

続きまして、議案第3号「船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第5号「船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について」は、関連する内容ですので一括して審議したいと思います。いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めますので、議案第3号、議案第4号及び議案第5号については一括して審議するものとします。

それでは、議案第3号について総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

「船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

平成16年12月議会におきまして、船橋市プラネタリウム館条例が一部改正され、市内在住の中学生以下の観覧料が無料になりました。それに伴いまして、規則の改正を図るものでございます。

規則第5条は、観覧の手続について、今まで減免の対象となっておりました市内幼稚園、保育園、小・中学校の幼児、児童・生徒が観覧する場合、観覧申込書の提出と観覧承認書の交付が必要でしたが、市内在住の中学生以下の観覧料が無料となりましたので、必要がないものとなりました。

観覧の手続としましては、市内在住の中学生以下の者、及び免除を受ける者以外は、観覧料と引き換えに観覧券を交付いたします。

次に、規則第6条は、観覧料の免除について改正しました。

今までの市内幼稚園、保育園、小・中学校の幼児、児童・生徒の観覧料の減免規定を削り、免除できる場合とその手続について規定いたしました。市内幼稚園、保育園、小・中学校の幼児、児童・生徒が観覧する場合に、市外在住の者が在籍するとき、その子どもの観覧料を徴収することは教育的配慮に欠けますので、免除規定を設けました。また、引率者の免除も明記いたしました。

免除を受けようとする者は、プラネタリウム観覧料免除申請書を提出することになります。

様式は、規則第5条の改正に伴い、第1号様式、第2号様式を廃止し、観覧料の第3号様式を第1号様式に、第4号様式の「プラネタリウム観覧減免申請書」を「プラネタリウム観覧料免除申請書」に改めるとともに内容の一部を整備し、第2号様式としました。

以上が改正の主な内容でございます。

【委 員 長】

続きまして、議案第4号について飛ノ台史跡公園博物館、説明願います。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

議案第4号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、船橋市博物館条例に規定されております使用料等の条例の一部改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、この規則案を提出するものです。

内容といたしましては、お手元の新旧対照表でございますが、施行規則第4条の第1項第1号の入館料の免除規定として、「市の区域内の小学校の児童又は中学校の生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づき入館するとき」の項目を、「中学校の生徒」の次に、「(条例第4条ただし書きに規定する者を除く)」を加えるものです。

この条例第4条ただし書きに規定する者とは、市内に住所を有する義務教育終了前の者をいうものです。つまり、市の区域内の小学校の児童、または中学校の生徒であれば、市外に住所を有していても、入館料の免除ができることになるということでございます。

次に、船橋市規則で定める様式における敬称の取り扱いに関する規則の施行に伴い、新旧対照表でございます第1号様式及び第2号様式につきまして、文書の様式中のあて名の「様」を「あて」に変更するものでございます。

以上でございます。

【委 員 長】

最後に、議案第5号について一宮少年自然の家、説明願います。

【一宮少年自然の家所長】

議案第5号「船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、船橋市少年自然の家条例に規定されております使用料の条例一部改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、この規則案を提出するものです。

内容としましては、新旧対照表をごらんいただければと思いますけれども、施行規則第7条第1項第1号に使用料の免除規定として、「市の区域内の小学校の児童又は中学校の生徒（条例第7条第1項ただし書きに規定する者を除く）が教育課程に基づき使用するときには免除」を新たに加えるものです。

この条例第7条第1項ただし書きに規定する者とは、市内に住所を有する義務教育修了前の者をいうものです。つまり、市の区域内の小学校の児童、または中学校の生徒であれば、市外に住所を有していても、使用料の免除ができることになるということでございます。

次に、第4号に、「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき」を新たに加えるものです。これは、教育委員会が特に必要と認めるときとは、前各号に該当

しないものに対する使用料の減免ができるということでございます。

次に、船橋市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の施行に伴い、新旧対照表でございますとおり、第1号様式、第4号様式及び第5号様式につきましては、文書様式中のあて名の「様」を「あて」に改めるものでございます。

また、第5号様式及び第6号様式につきましては、「記」が抜けておりましたので、これを新たにつけ加えるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員 長】

ただいま、各議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

少年自然の家条例の第3号には5割に相当する額を減額というふうに書いてありますね。第4号には、特別に減額とか免除も書いてないのですが、このところは他に規定があるのですか。

【一宮少年自然の家所長】

例えば、小学校が宿泊学習で少年自然の家を利用した場合、引率者はおおむね10人に対して1人ということになっておりますけれども、例えば、養護学校の子どもたちが利用した場合、児童・生徒の状況によりまして引率者の数が変わってくると思います。その状況によりまして、1人に1人引率の職員がつかなくてはならない場合もありますし、または保護者がついてくる場合もございます。そういうこと等に鑑みまして、そちらの項目を設けました。

以上です。

【委員】

お聞きしますけれども、その引率者、先ほど10人に1人っていいましたが、その1人の方の料金体系というのはどうなっているのですか。その引率者の料金は免除ですか。

【一宮少年自然の家所長】

300円いただいております。

【委員】

第4号というのは、そのときに料金を取るか取らないかを判断するというで何も書いてないということですか。

【一宮少年自然の家所長】

はい。

【委員】

全体のことですけれども、100円か200円取ることにに関して、書類を書いてお金を集めて、大変な人件費が要るだろうと思うのですけれども、こういう施設を全額無料にするというお考えはないのですか。

【学校教育部長】

今、生涯学習部と学校教育部所管の施設のことが出ましたけれども、まだ今の段階ではこうという結論は出ておりません。ただ、これからこういう無料化を進めていく中で、利用状況だとか、あるいは市の財政状況だとか、いろいろな要素等を組み入れて勘案し、考えていかなければならない課題ではないかと思っております。

以上でございます。

【委員】

今、流れの中で受益者負担というか、自分たちのものは自分たちで出しましょうという考えも根強いのですね。

それと、生涯学習の施設についていえば、ある団体の人たちがそこをリピーターとして非常に使うけれども、一方を見ると、ほとんどの方々が、例えばスポーツジムなんか特にそうですけれども、自分のお金を払って民間企業のものを使っていると。不公平ではないかというような意見もあります。

ですから、今回の措置は、私の考えでは、この政治的な決断をした背景には、プラネタリウム及び少年自然の家等々、自然、環境に対する教育を深めることが求められておりますので、それと、唯一ある自然体験の場所というところに子どもたちも今まで以上に参加して体験を積んでほしいという気持ちが背景にあった決断だったと私は理解するところであります。

ただ、プラネタリウムなどは、それこそもっと頻度を持って子どもたちに見せたいですし、そのためにはプラネタリウムの内容を、他のところも参考にさせていただいて、魅力あるものにしていく。子どもだけではなくて、お金払っても大人が、保護者が一緒に行きたいと思うような内容を高めることに一段と努力をしていただきたいというのが私の考えでございますので、一言申し上げさせていただきました。

【委員】

先ほどの自然の家のことですけれども、小・中学生は今度料金が無料になるわけですよ

ね。そうすると、どのぐらいの使用料が見込まれているのか。また、去年がどのぐらいの金額があって、人数がどのぐらいあったのか、教えていただきたいんですけども。

【一宮少年自然の家所長】

前年度、義務教育課程では4, 578人ご利用いただきまして、料金は141万9, 180円でした。

以上です。

【委員】

それは生徒も含まれているわけですね。

【一宮少年自然の家所長】

はい、そうです。

【委員】

小・中学生が無料になっての使用料の見込み額というのはいかがですか。

【一宮少年自然の家所長】

後で調べてご報告させていただきます。

【教 育 長】

今の委員さんのご意見は、それぞれの立場で、お互いに正論だと思うんですね。もう一つは、市税によってつくられた市の施設を利用するときに、利用者をどう区分けしていくかとか、あるいは大人と子どもの問題とか、そういった要件があると思いますし、同じような施設でも、類似施設として他の施設もあると思いますので、いろいろなことを勘案しながら、検討課題として議論していただきたいと思います。

【委 員 長】

それでは、採決いたします。

議案第3号「船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第5号「船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について」ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委員 長】

異議なしと認めます。議案第3号、議案第4号及び議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」総務課、説明願います。

【総務課 長】

議案第6号についてご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますけれども、ただいまご審議いただきました船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部改正に伴いまして、規定の整備を図る必要がありますことからご審議をお願いするものでございます。

それでは、例規を使ってご説明をさせていただきます。お手元の例規、付箋がかけてございますので、お開きを願いたいと存じます。

教育長の所掌事務の一部を委任する規程でございます。趣旨、1条を読み上げさせていただきますと、この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を総合教育センター、公民館、図書館、博物館、視聴覚センター、文化芸術ホール、少年自然の家及び市立高等学校（以下、公民館等という）の「館長、所長又は校長」（以下、館長等という）、ここが問題でございまして、に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。ここの「館長等」を受けまして、第2条をお目通し願います。

見出しでございますけれども、「館長への委任」となっております。これを本文中と合わせまして、「館長等への委任」に改めるものでございます。これが第1点でございます。

それから、2つ目でございますけれども、先ほどご審議いただきました第2条の3号に規定いたしますプラネタリウム館の観覧料でございます。「減免に関すること」という表記でございますけれども、これを「免除」という文言に改めさせていただくという内容でございます。

以上、2点でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【委員 長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

それでは、採決いたします。

議案第6号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」
ご異議ございませんか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告（1）から（5）につきまして総務課、説明願います。

【総 務 課 長】

報告事項でございますけれども、（1）の報告事項は担当課から報告をさせていただきます。なお、（2）から（5）までの報告事項につきましては、資料のとおりでございます。報告は省略をさせていただきます、何かご質問等ございましたら、後ほどお受けしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【保健体育課長】

それでは、集団かぜの状況についてご報告申し上げます。

お手元に3枚のプリントがあると思います。中学校と小学校でございます。今年度の集団かぜの状況ですが、昨年より11日遅く報告がなされております。新聞報道にもありましたように、七林小学校3年1組において、2月4日から2月8日まで学級閉鎖をいたしました。他の学校につきましては、給食後下校等の日課変更で対応しております。ピークは2月8日から10日で、多いときで1日10学校23学級が日課変更いたしました。

ちなみに、中学校では、本年度1学級だけ日課変更をいたしました。

今年度の傾向としましては、特に小学校の低学年に多く、中学校については、先ほど申したとおり、1学級でございます。

今後もうがい、手洗いを励行するよう各学校に指導を進めていき、鎮静化するような方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【委 員 長】

ただいま、集団かぜの状況及び学級閉鎖について報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

それでは、報告事項（２）から（５）につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委 員 長】

続きまして、先ほど非公開といたしました議案第 7 号から 11 号までの審議に入りますので、傍聴人の方は退席願います。

（傍聴人退場）

議案第 7 号「平成 17 年度教育費に係る予算案について」、管理部長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 8 号「船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について」、議案第 9 号「船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例について」、議案第 10 号「船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例について」、及び議案第 11 号「船橋市武道センター条例の一部を改正する条例について」、生涯スポーツ課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

傍聴人を入場させてください。

（傍聴人入場）

【委 員 長】

大変お待たせしました。

本日より予定していました議案等の審議は終了いたしました。ほかにも何かございますでしょうか。

【委 員】

千葉県市町村教育委員会連絡協議会の教育委員研修会というのが年に 1 度ありますが、

先日、君津の市民文化ホールの方に行ってまいりましたので、ご報告をいたします。

内容といたしましては、千葉大学の明石要一先生のお話を伺うというのが主な内容でございました。

また、協議会会長から、文部科学省では、教育委員会についてのさまざまな検討がなされていて、「地方分権時代における教育委員会のあり方について」という中央教育審議会の部会のまとめが出ているので、それぞれ帰ってからお読みになっていただきたいということで、今日、我々委員の机の上にも、事務局より文部科学省のホームページから出させていただきましたのでお配りさせていただきました。

以上、2点を報告いたします。

【委員 長】

ほかにごございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

それでは、教育委員会会議2月定例会を閉会といたします。

閉 会 宣 告 午後3時30分